

## 別紙2「対象所属の概要」

部	課	分掌事務	令和6年4月1日 時点の職員数
福祉部	障害福祉課	(1) 障害児・者の自立の支援（自立支援医療費のうち育成医療に係る支給によるものを除く。）に関すること（福祉事務所の所管に係るものを除く。）。 (2) 身体障害者手帳に関すること。 (3) 障害児・者の福祉医療費に関すること。 (4) 障害者支援施設の設置の許可等に関すること。 (5) 社会福祉法による社会福祉法人（福祉総務課、こども政策課及び幼児課の所管に係るものを除く。）の設立の認可等に関すること。 (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関すること。 (7) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定等に関すること。 (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者等の立入検査（福祉総務課の所管に係るものを除く。）に関すること。 (9) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の立入検査（福祉総務課の所管に係るものを除く。）に関すること。 (10) 発達障害に関すること。 (11) 障害者虐待の防止に関すること。 (12) 障害を理由とする差別の解消の促進に関すること。 (13) 難病に関すること（健康づくり課及び保健所の所管に係るものを除く。）。 (14) 障害福祉センターに関すること。	34

部	課	分掌事務	令和6年4月1日 時点の職員数
		<p>(15) 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会（審査部会を含む。）、障害者施策推進協議会及び障害支援区分認定審査会に関すること。</p> <p>(16) 社会福祉法人長崎市社会福祉事業団との連絡調整に関すること。</p> <p>(17) 障害児・者福祉団体との連絡調整に関すること。</p>	
こども部	こども政策課	<p>(1) 部の統括に関すること。</p> <p>(2) 子育て支援の総合的な計画、推進及び情報発信に関すること。</p> <p>(3) 社会福祉法による社会福祉法人（福祉総務課、障害福祉課及び幼児課の所管に係るものを除く。）の設立の認可等に関すること。</p> <p>(4) 児童福祉施設（幼児課の所管に係るものを除く。）の設置の認可等に関すること。</p> <p>(5) 児童、母子、父子及び寡婦の福祉、養育及び教育に係る相談並びに福祉及び援護に関すること。</p> <p>(6) 子ども、母子、父子及び寡婦の福祉医療費に関すること。</p> <p>(7) 子ども手当、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>(8) 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関すること。</p> <p>(9) 交通遺児教育手当に関すること。</p> <p>(10) 母子生活支援施設に関すること。</p> <p>(11) あぐりの丘に関すること。</p> <p>(12) 子どもの予防接種に関すること。</p> <p>(13) 小児慢性特定疾病に関すること。</p> <p>(14) 障害児の自立の支援（自立支援医療費のうち育成医療に係る支給によるものに限る。）に関すること。</p> <p>(15) 児童館との連絡調整及び維持管理に関すること。</p> <p>(16) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会、小児慢性特定疾病審査会、予防接種健康被害調査委員会及び子育て</p>	24

部	課	分掌事務	令和6年4月1日 時点の職員数
		<p>て支援センター運営団体選定審査会に関すること。</p> <p>(17) 部内事務の連絡調整に関すること。</p>	
土木部	土木総務課	<p>(1) 部の統括に関すること。</p> <p>(2) 部の所管に係る国庫支出金等に関すること。</p> <p>(3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関すること。</p> <p>(4) 部の所管に係る予算の経理に関すること。</p> <p>(5) 市道、準用河川、都市下水路及び法定外公共物(市所有の里道、水路等に限る。)並びに海岸及び公園の管理に関すること。</p> <p>(6) 市道の路線の認定、廃止及び変更に関すること。</p> <p>(7) さくらの里の管理に関すること。</p> <p>(8) 道路台帳及び公園台帳に関すること。</p> <p>(9) 車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づく通行の制限に関すること。</p> <p>(10) 法定外公共物譲与申請に関すること。</p> <p>(11) 緑地保全に関すること。</p> <p>(12) 都市緑化推進事業に関すること。</p> <p>(13) 緑化基金事業に関すること。</p> <p>(14) 公共花壇デザイン選定審査会に関すること。</p> <p>(15) 緑化関係団体の育成及び連絡調整に関すること。</p> <p>(16) 部内事務の連絡調整に関すること。</p>	22